

山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県産材の海外への販路開拓を支援するため、県産材製品を取り扱う事業者が、海外への事業展開に繋がると認められる展示会等に出展する際に必要となる経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材 山梨県内で生産された木材（県内の森林に由来するものに限る。）をいう。
- (2) 県産材製品 県産材を製品又は半製品として加工したものをいう。
- (3) 展示会等 展示会、商談会、見本市その他の催しであって、商品を展示し、商談することを目的に期間を限定して実施されるもの（オンラインにより実施されるものを含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金交付の対象となる者は、県産材製品の製造又は流通に携わる事業者とする。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第4条 補助金の交付の対象、補助率及び限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（要綱様式第1号）に必要な書類を添付して、別に定める期間内に知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付決定通知書(要綱様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条に規定する補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、山梨県県産材販路開拓事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、山梨県県産材販路開拓事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 知事は、第5条の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(5) 知事は、第5条ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(6) 補助事業者が前各号に掲げる条件のいずれかに違反した場合、知事はこの補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に対して求めることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、山梨県県産材販路開拓事業費補助金実績報告書(要綱様式第4号)に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(要綱様式第5号)により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、山梨県産材販路開拓事業費補助金交付額の確定通知書(要綱様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、精算払とする。

(達成状況報告)

第12条 補助事業者は、事業計画書に定めた個別指標の目標値の達成状況について、交付決定をした年度から3箇年の状況について、調査年度の翌年度の5月末日までに、達成状況報告書(要綱様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。

別表

補助対象経費		補助率、補助上限額
経費区分	経費の内訳	
旅費	国内・海外旅費	補助率は、当該経費の2分の1以内 補助上限額は、500千円以内
庁費	出展登録料 参加費 小間代 小間装飾代 輸送費 通訳料 翻訳料 臨時雇用者賃金 PR用資料・ 動画作成経費 手数料	
その他の 経費	上記に掲げるもの のほか、知事が 特に必要と認 める経費	

要綱様式第1号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名 印

山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり実施したいので、山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

- 2 添付書類
(1) 事業計画書
(2) 誓約書
(3) その他必要な書類

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県県産材販路開拓事業費補助金については、山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同要綱第6条第2項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象は、令和 年 月 日付けで申請のあった出展に要する経費とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合は、その承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

要綱様式第3号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名
印

山梨県県産材販路開拓事業費補助金変更（中止・廃止）
承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのこと
について、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、
山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付要綱第7条の規定により、申
請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 添付書類
 - (1) 山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付申請書（要綱様式第1号）に添付する事業計画書に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面
 - (2) その他必要な書類

要綱様式第4号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名 印

山梨県県産材販路開拓事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのこと
について、山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付要綱第8条の規定
により、次のとおり報告します。

- 1 補助金の額
- 2 添付書類
 - (1) 実施報告書
 - (2) その他必要な書類

要綱様式第5号

番
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定があった
山梨県県産材販路開拓事業費補助金について、次のとおり報告します。

- 1 事業実績報告額 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 添付書類
1、2の金額の内訳等、知事が必要と認める書類

要綱様式第6号

番
令和 年 月 日 号

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった山梨県県産材販路開拓事業費補助金については、山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり確定する。

交付確定額

円

要綱様式第7号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名 印

山梨県県産材販路開拓事業費補助金達成状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのこと
について、山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付要綱第12条の規
定により、次のとおり報告します。

1 事業の目的及び内容

2 交付額 円

3 達成状況

	個別指標	年度	年度	年度	計
計画					
実績					

(注) 個別指標は、事業計画書に定めた項目とする。